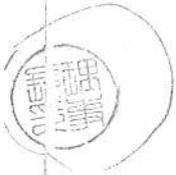


業務提携に関する協定書



社団法人 沖縄県建築士事務所協会

沖 縄 県 労 働 金 庫



「社団法人沖縄県建築士事務所協会」業務提携ろうきん住宅ローンに関する協定書

社団法人沖縄県建築士事務所協会(以下、「甲」という)と、沖縄県労働金庫(以下、「乙」という)は、住宅の新築または購入を行う者(以下、「丙」という)に対して、住宅関連資金を融資することに関し、「社団法人沖縄県建築士事務所協会業務提携ろうきん住宅ローン」(以下、『建築士事務所協会ろうきん住宅ローン』という)として取扱い、勤労者の住宅取得等に相互の協力関係を図ることを目的として、以下の各条項を約定する。

第1条 (目的)

勤労者の住宅取得に際して『建築士事務所協会ろうきん住宅ローン』を提供することにより、勤労者の財産形成の促進に寄与することを目的とする。

第2条 (相互協力)

甲と乙は本協定に基づき、各々相互に協力し制度の円滑な運用をはかることとする。

第3条 (提携方法)

乙は、甲の会員の取次ぎに基づき、甲の会員が建築設計・工事監理をする建物を取得する丙(勤労者)に対して、住宅取得資金融資を行う。

第4条 (会員確認)

乙は甲に対して会員であることの確認を求め、甲はこれに協力するものとする。なお、乙が甲の公式ホームページから会員であることの確認ができた場合には、乙は甲に対して会員確認を省くことができるものとする。

第5条 (提携業務費用)

本協定に関して発生する費用がある場合は、甲乙双方の話し合いにより決定するものとする。

第6条 (甲の会員が行う丙との契約)

甲の会員が行う丙との契約は、乙は一切関わらないものとする。

第7条 (適用地域)

本協定による融資対象建物の適用地域は沖縄県内とする。

第8条 (融資条件)

本協定に基づき、乙が丙に行う融資条件は次のとおりとする。

1. 対象となる資金

甲の会員が建築設計・工事監理する居住用住宅の新築、増改築の住宅関連に必要な資金(併用住宅である場合、床面積の2分の1以上が居住用であること)および共同住宅新築資金(合計9室以下)とする。

また、新築、増改築に伴う他行よりの先行融資金の借換(他行土地取得費および他行住宅ローン等含む)も対象とする。

2. 融資対象者

沖縄県に住所地および勤務地を有する勤労者とし、かつ(一社)日本労働者信用基金協会の保証基準を満たし、乙が適当と認める者とする。

3. 融資限度額

貸出限度額は、融資条件に定める乙が取扱う融資商品ごとの限度額とする。但し、乙が定める融資取扱条件の範囲で融資額を超えて融資することも可とする。

4. 融資条件

(1) 貸出利率

貸出利率は、乙が取扱う『有担保固定金利選択型住宅ローン・有担保変動金利型住宅ローン・無担保住宅ローンおよび一般不動産ローン』の貸出金利とする。

なお、保証料は別途徴収する。

①新規貸出時の貸出利率は、固定金利選択型住宅ローンの場合は、融資商品ごとの申込時の適用金利を貸出利率とする。

なお、変動金利型ローンの場合は、融資商品ごとの貸出実行時の適用金利を貸出利率とする。

②有担保固定金利選択型住宅ローンは、再特約契約者に限りその時点の基準金利より乙が定める金利を差引くものとする。但し、金利情勢によって差引金利は変更することもある。

(2) その他の融資条件

貸出期間、保証機関、保証料率、担保条件、担保物件およびその評価、火災保険への加入、団体信用生命保険制度、貸出方法、保証料徴求方式、返済方法、事務取扱手数料等のその他の融資条件は、乙が定める融資条件による。

5. 貸出取扱店舗

乙の全営業店(ローンプラザ含む)とする。

第9条(仮審査・借入申込受付)

1. 仮審査申込受付にあたっては、乙所定の申込書類の他、甲の会員または丙より、甲の会員が発行した「建築士事務所協会ろうきん住宅ローン紹介書」(以下「紹介書」という)の提出を受

ける。

但し、紹介書の提出が受けられない場合は、乙は紹介が甲の会員であることを確認のうえ、甲の会員または丙より貸付実行時まで紹介書の提出を受ける。

2. 甲の会員から、「紹介書」を受けた後、仮審査および借入申込受付時に丙の来店および連絡がない場合は、乙は甲の会員に確認後、丙に連絡し、借入申込の意思確認を行う。
3. 仮審査および借入申込受付にあたっては、丙が必ず乙の職員と面談し記入を行うものとする。

第10条（融資の実行および通知）

1. 丙の融資申込（所定の借入申込書）により、乙が融資の適否を審査し適当と認めた場合は、乙は丙にその旨を通知し、丙の承認を得たうえで甲の会員に通知する。
その後、貸出取引の契約書類の提出をうけて、丙への融資を実行する。
2. 乙が融資を不相当と認めた場合は、乙は丙にその旨を通知し、丙の承認を得たうえで甲の会員に通知する。借入申込書は丙に返戻する。

第11条（守秘義務）

1. 甲及び乙は本協定に係る業務の履行にあたり、甲及び乙の業務上の秘密について相手方の承諾がある場合または正当な理由がある場合を除き、これを第三者に開示してはならない。
2. 前項に定める事項は本契約終了後もその効力を失わない。

第12条（報告）

乙は、毎月10日までに、乙の金利情報と本協定に基づく融資取扱実績を甲に報告する。

第13条（協定の解除）

1. 甲、乙のいずれかの経営上の方針変更あるいは事情変更があった場合、または本協定の継続が甲乙いずれかにとって不都合になった場合には、甲乙いずれかの申出から、1ヶ月以上の猶予期間をおいて、本協定を解除することができるものとする。
2. 前項の定めに関わらず、甲または乙が本協定に違反した場合には、甲または乙は直ちに本協定を解除することができるものとする。

第14条（個人情報等の適正管理）

1. 甲及び乙は本協定に係る業務の履行にあたり、個人情報を利用する場合は、利用目的の範囲内において行うものとする。
2. 甲及び乙は業務の履行に際して、個人情報の漏洩、滅失または毀損等の防止、その他データの安全管理のため、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

第15条（損害賠償）

甲または乙は、自らの責に帰すべき事由により相手方若しくは丙に損害を与えた場合、その損害の責を負うものとする。

第16条(経過措置)

1. 本協定締結前、甲の会員と丙の間で既に工事請負契約又は売買契約が成立している場合は、本協定は適用されないものとする。
2. 本協定の有効期間満了時または本協定解除時、甲の会員と丙との間で既に工事請負契約又は売買契約等が成立している場合は、本協定は適用されるものとする。

第17条(定めのない事項等の処理)

本協定の内容に変更を加えるとき、または、本協定に定めのない事項については、甲乙の協議によりこれを定める。

第18条(専属的合意管轄裁判所)

本協定に関する訴訟については、那覇地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

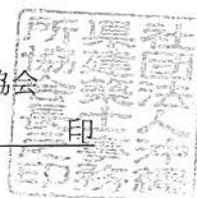
第19条(協定の有効期間)

本協定の有効期間は、協定締結の日から2014年3月31日までとする。但し、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからの書面による協定解除の申し出がない場合には、さらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙各々が記名捺印の上各1通を保管する。

2013年1月22日

甲 沖縄県浦添市西原 1-4-26
社団法人 沖縄県建築士事務所協会
会長 仲元 典允



乙 沖縄県那覇市旭町 1-9
沖縄県労働金庫
理事長 西 揚 市



建築士事務所協会ろうきん住宅ローン等紹介書

沖縄県労働金庫 御中
 (取扱店：)

紹介日	年 月 日
-----	-------

※紹介者

事務所所在地	
商号又は名称	
代表者名	

(印)

下記の「建築士事務所協会ろうきん住宅ローン等」の利用申込がありましたので紹介いたします。

記

申込内容	ローン申込金額	万円
	使 途 (該当の□欄にレ印)	<input type="checkbox"/> 新築 (<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅合計9室以内) <input type="checkbox"/> 購入 (<input type="checkbox"/> 土地付住宅 <input type="checkbox"/> マンション)

施 工 主 (融資相談者)	氏 名	
	住 所	TEL ()
	勤務先	TEL ()

※本紹介書により取得した個人情報については、当金庫の融資の実行・管理の目的のために使用し、その他の目的には使用いたしません。

労働金庫使用欄

労金営業店使用欄

	日 付	検印	係印
紹介書 受付日			